

消滅時効

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に「Q&A 市民のための消費者契約法」(中央経済社、2019年)ほか多数。



はじめに

時効制度は、法律上の権利者が権利を行使しない状態が長く続いた場合に、その権利の主張が認められなくなることがあるとするものです。つまり、法律上の権利があるとはいっても、当然に、いつまでも権利の保障がされるわけではなく、適正に権利行使をする必要があるという意味の制度です。

時効制度は、①権利の上に眠る者は保護しない ②取引の安定性の確保 ③証拠の散逸などに対する対応、の3つの意味があると説明されます。どの理由のウェイトが大きいかは、時代によって異なりますが、近年では取引の安定性の確保に重点が置かれるようになっています。

時効制度の主なものは、所有権に関する取得時効と債権に関する消滅時効があります。2017年改正では取得時効はそのまま維持され、債権の消滅時効については大きく改正されました。消費生活相談では、契約に関する相談が多いため、債権の消滅時効の基礎知識は次の視点から重要です。第一は、消費者の債権を確保する視点、第二は事業者の債権がいつ消滅するかという視点です。

さらに、消滅時効が完成するのを止める手段の知識も重要です。改正法では、時効の進行を止める制度も改正しています。改正前は「時効の中断と停止」でしたが、改正法では「時効の完成猶予と更新」に改められました。

消滅時効についての改正前の概要

改正前民法では、債権の消滅時効は原則が

10年と定められていました。さらに、5年、3年、2年、1年の短期消滅時効制度がありました。商法では、商事債権の消滅時効を5年間で定めていました。

消費生活相談で扱う契約トラブルでは、契約の相手方事業者は、株式会社などといった会社であることが一般的です。会社は会社法で商人と定められています。そのため、会社との契約により発生する債権は商事債権ですから、商事債権の消滅時効である5年間ということになります。消費生活相談で扱う債権の多くは、商事消滅時効の対象だったということです。

ただし、飲み屋のツケや短期間のレンタル契約のレンタル料などは、1年間の短期消滅時効でした。また、消費者金融業者に対する過払い金返還請求権は、商事消滅時効の5年か民法による債権の消滅時効の10年かという論点がありましたが、過払い金返還請求権は、契約によって発生する債権ではなく、不当利得返還請求権であることから、民事債権の消滅時効の10年によるとする判決が確立しています。

消滅時効の改正点

これらの消滅時効制度は、次のように大きく改正されました。

まず、債権の消滅時効は権利の行使ができる時から5年間で短くする改正がされました。あわせて、商法の消滅時効の規定が削除されました。債権の消滅時効は、民法に一本化されました。

改正法166条1項1号では、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」と定めています。「債権者

が権利を行使することができる」とは、契約に基づいて発生した債権の場合には、契約で定められた支払期日などの債務の履行期日を意味します。契約により発生する債権の場合には、契約当事者は「権利行使できる時」を契約で定めているので、いつから権利行使できるか知っています。したがって、契約に基づく債権の場合には、「権利を行使できる時」から5年間と考えればよいということです。

債権者が権利行使ができる時を知らない場合には、同条同項2号で「権利を行使することができる時から十年間行使しないとき」とされており、権利行使できる時から10年間と、改正前と同じ扱いです。権利者が権利行使できる時を知らない場合とは、どんな場合でしょうか。消費生活にかかわるものの典型例が、消費者金融に対する過払い金返還請求権です。過払い金返還請求権は、多重債務に陥り支払い困難となった消費者が、弁護士に依頼するなどして、消費者金融業者に対して取引履歴の開示請求をし、これに基づいて充当計算をして初めて判明します。この点から、権利行使できる時から5年間ではあまりに短すぎることから、改正法でも改正前と同様に10年のままとされました。

さらに、人の生命や身体に被害を被った場合は、被害者保護の観点から、20年としました。この点は、消滅時効が長くなったということです。

さらに、短期消滅時効はすべて削除され、債権の消滅時効は5年間に一本化されました。

飲み屋のツケやレンタル料の支払いなど、改正前は1年とされていたものも一律に5年となりました。改正法で削除された170条から174条は、短期消滅時効に関する条文です。

なお、判決で確定した権利については、改正前と同様に一律10年間の消滅時効のまま維持されました。裁判上の和解、裁判所の調停など、確定判決と同様の効力を有するとされるものも同様です。

改正民法

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第167条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

第170条から第174条まで 削除



時効の進行を止める

債務者が支払いをするなど債務の履行をすれば、その時点から消滅時効は新たに1日目から進行することになります。しかし、債務者が支払期限に支払わないなど債務の履行をしない状態が続くと、債権の消滅時効は進行してしまいます。5年を経過すると消滅時効は完成し、債務者は債権の消滅時効の援用が可能になります。では、債権の消滅時効が完成しないようにするためにはどうすればよいのでしょうか。



時効の中断から完成猶予に

債権の消滅時効の進行を止めたりリセットしたりする制度のしくみも、改正法では大きく改正されました。改正前民法では、「時効の中断」と定めていました。改正法では、「時効の完成猶予と更新」に名実ともに改正しました。

時効の中断とは、時効の進行がその時点で止

まり、中断事由が終了すれば引き続き進行が再開するという制度でした。改正法では、時効の中断から時効の完成猶予の制度に改めました。

さらに、改正前は、裁判所に訴訟を提起することを単に「請求」と表現していました。債権者が債務者に対して支払いを求めることを日常用語では「相手に請求する」などといいます。そのために、条文中で「請求」と表記されていると、債権者が債務者に支払うように求める行為をしたことが時効の進行を止めることになると誤解、ないしは曲解される原因ともなっていました。

例えば、多重債務者が消費者金融業者に対して消滅時効の援用をすると、消費者金融業者から「文書、電話、電報、訪問など、さまざまな方法で請求を繰り返してきた。それにもかかわらず支払わなかったのは、債務者だ。消滅時効は完成するはずがない」と主張してきたりします。民法上は、上記のように債権者が債務者に対して、債務を履行するように請求することを「催告」といいます。催告を繰り返しても、消滅時効の進行を止めることはできません。

そこで、改正法では、明確に「裁判上の請求」と明確に表記を改めました。時効の完成を猶予するためには、裁判所に訴訟を起こすなどの手続きが必要です。債権者が民事訴訟を起こした場合には、時効の完成の猶予の対象になります。勝訴判決が確定すると、それまで進行した期間はリセットされ、新たに1日目から進行することになります。これが、改正法の時効の更新です。

時効の完成猶予の概要

時効の完成猶予の概要は次のとおりです。消滅時効が完成する3カ月前に、債権者が民事訴訟を提起した事例で考えてみましょう。完成猶予のしくみでは、民事訴訟を提起しても時効は進行します。債権者が、民事訴訟を提起してから6カ月経過後に訴訟を取り下げた場合には、「時効の完成猶予の事由」が終了したことになります。民事訴訟提起後も時効は進行するので、提訴から3カ月後に消滅時効が完成する計算に

なります。しかし、「確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する」までの間は時効の完成は猶予されます(改正法147条1項柱書)。つまり、訴訟を取り下げたから6カ月を経過するまでは消滅時効の完成は猶予されることになります。

改正民法

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第147条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

新たに導入された完成猶予のしくみ

改正法により新たに設けられた時効の完成を猶予する制度に、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」があります。この制度が導入された背景には、次のような事情があります。

契約当事者間に紛争が生じた場合には、当事者間で話し合いをして問題を解決しようとするのが少なくありません。改正前は、当事者間で解決のための話し合いを進めている間も消滅時効は進行するしくみになっていました。そのために、話し合い中に消滅時効の完成が近くなると、債権者としては、消滅時効が完成しないようにするために民事訴訟を提起せざるを得ま

せんでした。これは、話し合いを続けている当事者双方にとって好ましいとはいえません。

そこで改正法では、問題の解決に向けて双方で話し合いをしている間は、時効の完成を猶予できる制度を導入したのです。ただし、時効の完成を猶予するためには「権利についての協議を行う旨の合意が書面でされる」ことが必要です。この書面は、電子データによるものも含まれます。紛争の解決に向けての話し合いをする場合でも、話し合いをすることについての合意書面を作成しない場合には、消滅時効の完成は猶予されないので、話し合いの最中に時効が完成することがあり得ます。その可能性がある場合には、債権者としては、時効が完成するのを止めるために民事訴訟を起こさざるを得ないこともあり得るわけです。

時効の完成が猶予されるのは、合意があった時から1年間です。合意で定めた協議期間が1年より短い場合には、合意で定めた期間が経過するまでが、時効の完成が猶予される期間とされます。再度の書面による合意がなされれば、再び、時効の完成が猶予されます。ただし、合意を繰り返せば、いつまでも延ばすことができるわけではありません。時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができないと、一定の制限がされています。

また、当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月を経過した時も、時効の完成猶予の効果はなくなります。

改正民法

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)
第151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。
一 その合意があった時から一年を経過した時
二 その合意において当事者が協議を行う期間(一年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、

その通知の時から六箇月を経過した時
2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第1項第三号の通知について準用する。

天災などの場合

東日本大震災のような大きな災害が発生したために債権の行使ができない、具体的には民事訴訟の提起などの手続きを取ることができないという場合には、特に配慮が必要です。

改正前民法では、そのような障害が消滅した日から2週間は時効は完成しないと定めていました。つまり、障害が消滅した日から2週間以内に訴訟を提起するなどの手続きを取ればよいというわけです。

しかし、東日本大震災が起こった結果、2週間ではあまりに短か過ぎて現実的ではないことが分かりました。そこで、改正法では、2週間から3カ月に延長しました。

改正民法

(天災等による時効の完成猶予)
第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため第147条第1項各号又は第148条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。